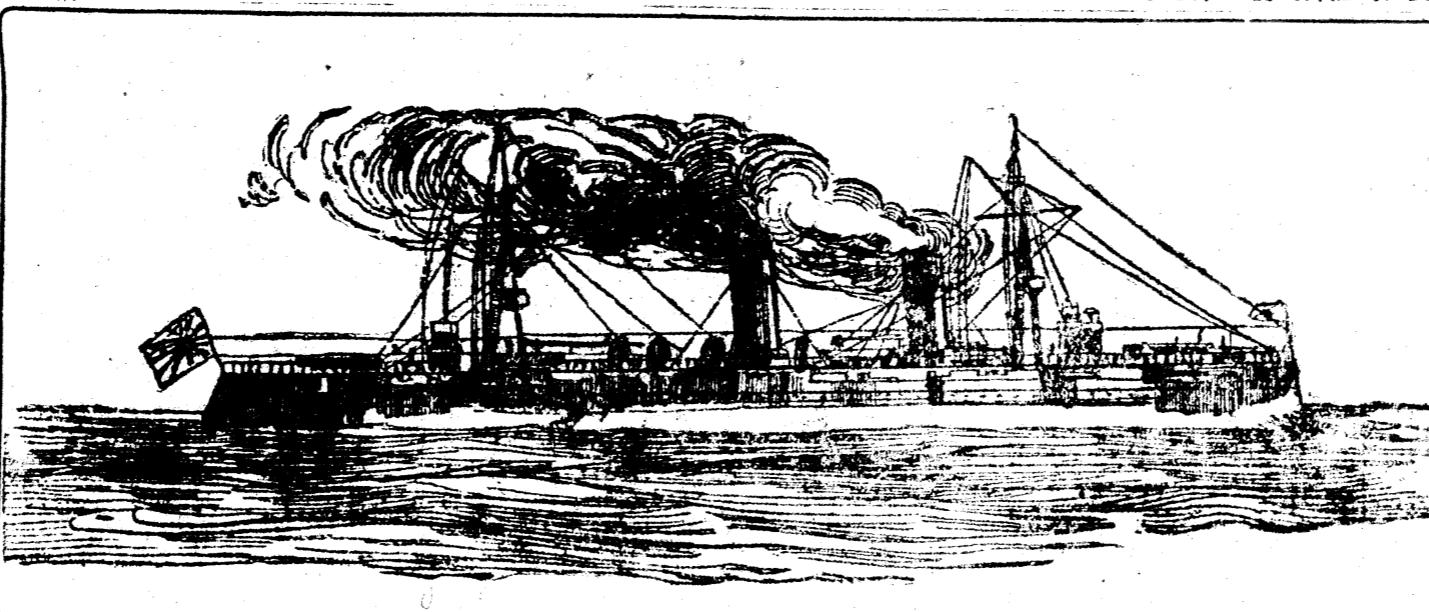


## 社説

中央銀行の金利に就て從來二箇の諭論世間に行はるゝが如し即ち金利の引上げに依て通貨を收縮して物價を下落せしめ以て綱民の困難を救はんと云ふものある其一方には中央銀行をして殊更に低利を維持せしめて事業の發達を謀らんと云ふものは是れなり兩説共に世間に實成者あれども實は非常の誤解にして全く經濟の理に通せざるものと云ふ可し抑も金利歩合は資金の需要と供給とに依て定まるものにして中央銀行が一二の特權を有すれば必ず自然の大勢に反して如何ともする能はざるは云ふまでもなき所なり從來日本銀行の當局者は様式の懸落を招き或は事業家に困難を及ぼすと口實として百方金利の引上げを避け低利を維持するに勉めだれども今日に於て果して其目的を達したりや否や償金預合若くは政府預金の濫用に依て正貨準備の充實を裝ひ其不足の場合には制限外發行の許可を得て兎に角に兌換券の増發を維持したれども其結果は却て通貨の膨脹を致して物價の騰貴を促し輸入超過の勢を激成して正貨の取付を招き昨今の形勢を以てすれば正貨準備は日に減少し前途如何なる成行を見るやも計り知る可らずとて終に金利引上げを斷行するに至りたるに非ずや自然の命ある所にして之が爲めに貿易上の逆勢一變して正貨が内國に流入し正貨準備充實して兌換制度の安全を維持するに至るまで此方針を以て進みの外に道なる可し或は斯く金利を引上ぐれば兌換券は自かち回収せられて匯費は改縮し物價下落の實を呈すると見て金利引上げの眞目的なりと云ふ者もわらんなれども事の真相と誤れる説にして中央銀行が金利を上下するは一に兌換制度の安否を標準として決す可きのみ併存ひ之が爲めに物價に變動を來すとするも是れは金利引上げに伴ふて生ずる結果にして決して其目的に非ず若しも中央銀行が物價の變動を目的として金利を上下する事わらんには取りも直さず日本銀行の總裁又は金利歩合改正の認可權を有する大藏大臣をして一國の物價を左右せしむるが如き成行を見る可し人爲の干渉の甚だしきものにして断じて許す可き所に非ず中央銀行が永く自然の大勢に反するを得ざるは當然の事なれども假合ひ一時なりとも之に反するに於ては大に軽與す可き場合に事業の衰退を招き大に收縮す可き場合に投機の流行を見るなど經濟社會に自然の調和を失ふのみならず中央銀行が自衛自利の道を謙ずるに當て自から據若せざると得ざる可し兌換制度の作用を自然の成行に一任し正貨準備の増減をして外國貿易の消長と相伴はしめ中央銀行は唯其安否の許す限りに於て金利を上下すれば匯費は常に其速度を得て金利も從て其平準を失はざるは甚だ明白なり英國銀行の如く一箇人と取引を開くが爲めに金利が市中諸銀行より高歩に在るもとのと日本銀行の如く取引を銀行にのみ限るが爲めに金利が市中より低歩に在るものとを問はず雖て中央銀行が金利を上下するは右の事情に依る可きものなるに勤もすれば區々たる人爲の干涉を施して經濟上自然の調和を妨げんとする者あるは自から其無智を覺悟するものと云ふの外なし今後どてある斯る誤解なるを保し難ければ特に一言するものなり



## ○畜類保護協會の必要

日本人は心優しくして生類を憐み下賤の者迄も牛馬などを屠ぐするものなしとの評判は風に海外に傳はりて歐米の書物にも見えたれば之を讀みて感心するものゝ多きからず遂に國の譽といふべし然るに退いて其實際を省みれば首府たる東京の眞中に文明の交通機關を有する鐵道馬車會社を始めとして馬匹の取扱亂暴を

西暦一千八百廿四年英吉利に於て初めてソサエチーフオアゼプレベントヨンラブタールエルチーフフレンド(畜友會)といふもの起りシナフツペリ一伯其會長を勤む米國に於ては千八百六十六年初て紐育に其協會起りしが今日は國中の市府到る處支會の設けあらざるなし佛蘭西日耳曼亦之に倣ひて生類保護の機關を備ふるみどしなれり

右の協會が起る前は英國に熊父は猛牛の檻に犬を入れ其闘死するを見て娛みとする惡風ありしか協會の盡力にて千八百三十五年に之を禁するの布告を發せしめ又犬をして車を牽かしむるを許さる旨を千八百三十九年に政府より命令せしめたり以て千八百四十五年以後數箇度に議決せしめたる法律を以て畜類を虐待するものは罰金又は拘禁に處せらるゝ事と爲し故なく畜類を殺傷し又は不具に陥らめしものは七年以上十四年以下の刑罰を受け猥りに畜類を苦しめたるものは五磅の罰金に處せらるゝ事とせり是れより先き畜類の身體を害ひたるものは單に財產に對する罪に問はるゝに過ぎざりしが新法は之に加るに右の刑罰を以てせり尙ほ又法律は動物園中の獸類にも適用するなり此他同協會の盡力にて飼合せの遊びを止めしめ畜物ある馬を使役するものを罰するの法を立てしめ屠牛井に其運搬の仕方を制限せしめたるが協會員は益々進んで放鳥駕射の流行を止めんぞし攻め手綱(馬車馬の首を鉤上の紐)を以て馬を若むる事を廢せしめんと意氣込み居れり、かく一方に於て畜類に對する殘忍の行爲を禁避すると共に一方に於ては之が保護の手段と譲じ千八百六十一年には迷ひ犬迷ひ猫の爲めに畜舎を設け道路に斃死するを防ぐもとせり亞米利加に於ては其運動一層激しく勢力を亦甚だ頗にして病院に送り付け或は屠畜場に遊び去る等ソレく其苦痛を振る所置を爲せり而して協會の手代は何時にも畜類取扱規則に背反せるものを拘引するの權を有し巡査は其請に應じて力を添ふるの義務あり若し人をつて規則違反者と法庭に告發するときは法庭より直に氣等にて使役に堪へざる馬を見れば右の車に乗せ威は獸病院に送り付け或は屠畜場に遊び去る等ソレく其苦痛を振る所置を爲せり而して協會の手代は何時に因り無識の百姓馬丁等も追々其取扱の道と覺り此の如き協會あるが爲めに英米等の國に在ては決して西洋人が馬の肥瘡を見て國の文野を知ると云へるもの至極の少くなれば可卒我國の家畜を立派ならしむ



○犯罪

「ア、一捕の中な  
際の話だから仕方  
よ。前にも云つて  
て居たのだ、がま  
一キスピーアの調  
らかひ半分の懇親  
々みんな物を抱へ  
御深切千萬に、彼  
女が、僕に寄來し  
處が胸衣の釦には  
「其は勿論、僕には  
の、そろひの内で  
實際に毎日會して  
事に致しますが、  
「成程左様しますわ  
のは、寧ろ君の胸  
の胸衣が出来て、  
成る所思ひ難いと  
思ふが、